



タイの高齢化対策について

2月20日 (JICA) 発表用

日本総合研究所

大泉啓一郎 (oizumi.keiichiro@jri.co.jp)



内容

1. タイの少子高齢化問題の分析
2. タイ政府の取り組み
3. ドナーの動向とわが国の協力の可能性



1. タイの少子高齢化問題の分析

人口統計(1950—2050)

	1950	1975	2000	2025	2050
人口(百万人)	19.6	41.3	61.4	72.6	74.6
0-14歳の人口(%)	42.1 (34.3)	42.8 (36.8)	25.6 (30.0)	19.3 (24.2)	16.8 (20.2)
15-64歳の人口(%)	54.6 (60.5)	54.1 (57.6)	68.4 (63.0)	67.4 (65.3)	61.8 (63.7)
65歳以上の人口(%)	3.2 (5.2)	3.2 (5.7)	6.0 (6.9)	13.3 (10.5)	21.4 (16.1)
	1950-1955	1975-1980	2000-2005	2025-2030	2045-2050
人口増加率(%)	3.0 (1.8)	2.3 (1.9)	0.9 (1.2)	0.3 (0.7)	-0.1 (0.4)
粗出生率(‰)	44.3 (37.5)	30.1 (30.9)	16.3 (21.1)	12.3 (16.2)	11.0 (13.8)
粗死亡率(‰)	14.7 (19.5)	7.5 (10.8)	7.3 (9.0)	8.3 (8.9)	11.8 (10.1)
合計特殊出生率	6.4 (5.02)	4.0 (3.92)	1.9 (2.65)	1.9 (2.23)	1.9 (2.05)
平均寿命(歳)	52.0 (46.3)	63.1 (59.9)	69.7 (64.7)	76.4 (70.6)	79.1 (74.7)

(注) 予測は中位推計、()は世界平均
(出典) 国連人口推計

高齢化のスピード

(年)

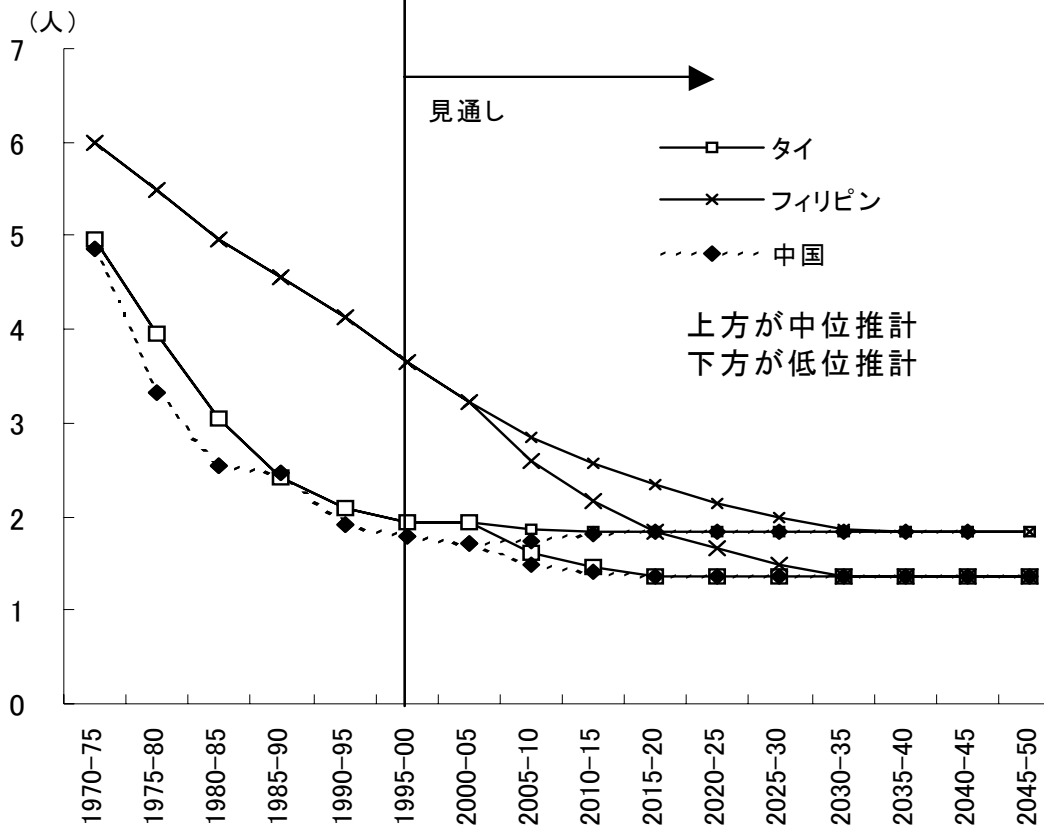
	高齢化率7%	高齢化率14%	倍加年数
日本	1970	1994	24
韓国	1999	2017	18
	1999	2016	17
香港	1983	2014	31
	1983	2013	30
シンガポール	2000	2016	16
	2000	2016	16
タイ	2005	2027	22
	2005	2025	20
中国	2001	2026	25
	2001	2024	23

(注) 上段: 中位推計、下段: 低位推計

(出典) 国連人口推計

少子化のスピード

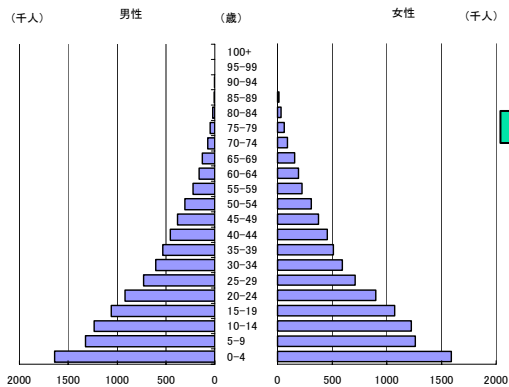
図表6 合計特殊出生率の見通し



(資料) 国連推計より日本総合研究所作成

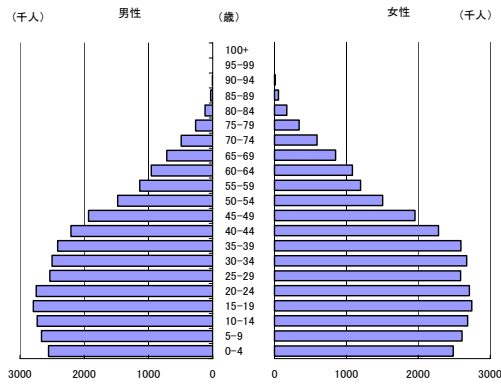
人口ピラミッドの変化

タイの人口構成(1950年)



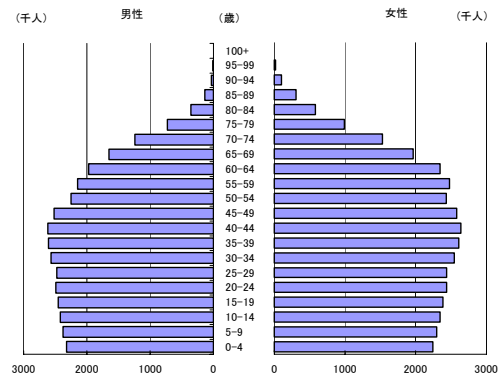
(資料)国連推計より日本総合研究所作成

タイの人口構成(2000年)



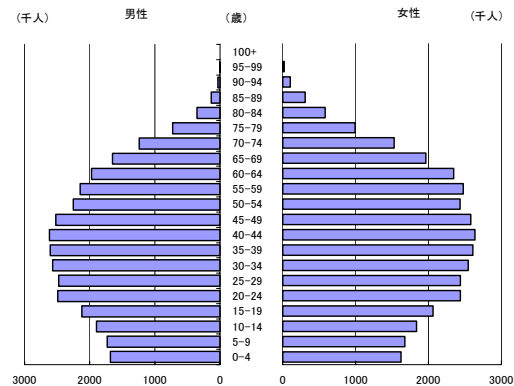
(資料)国連推計より日本総合研究所作成

タイの人口構成(2025年)



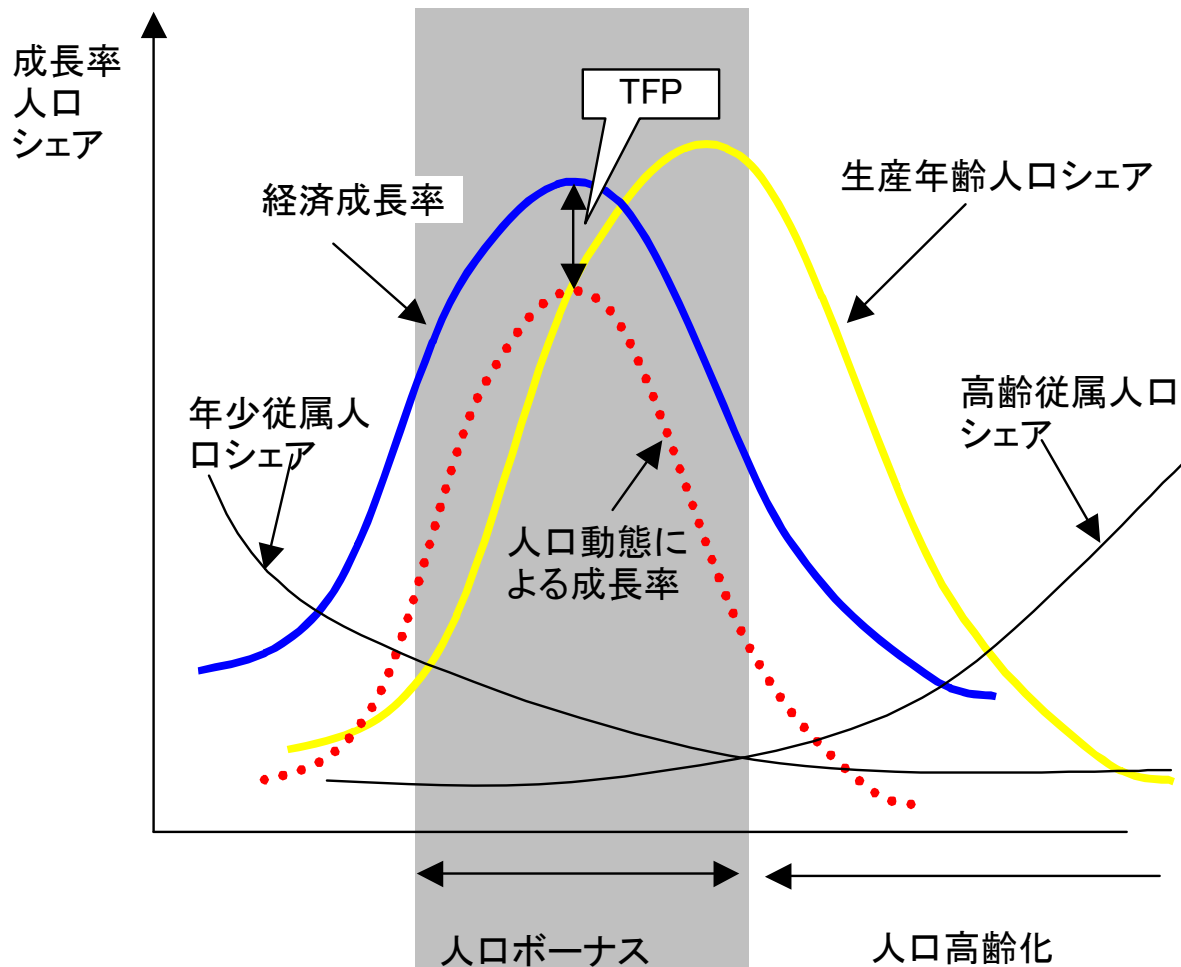
(資料)国連推計より日本総合研究所作成

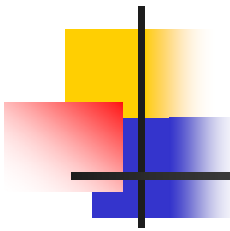
タイの人口構成(2025年)



(資料)国連推計(低位推計)より日本総合研究所作成

人口ボーナスの考え方





タイの人口ボーナスの課題

- ・人口ボーナス期間に所得水準が高まらない。
タイは2010～15年に人口ボーナス終了
(参考)日本は27,000ドル
タイは6,000ドル前後
- ・人口ボーナスの延長が課題
高齢者・女性の就業機会の創出

人材開発

最終学歴比較

日本、タイ、中国の年齢層別最終学歴

(単位: %)

年齢 (歳)	日本 1980	タイ 2000			中国 2000		
	大学・大学院	小学校	中学校	大学・大学院	小学校	中学校	大学・大学院
25-29	17.7	53.4	26.2	4.5	24	52.3	1.9
30-34	14.4	60.4	22	3.7	29.1	50.3	1.8
35-39	11.2	64.4	17	3.8	25.2	47.2	1.7
40-44	9	68.8	13.2	2.2	32.5	36.7	1
45-49	7.8	75.1	8.9	1.5	45.2	32.1	0.8
50-54	5.1	75.9	8.9	1.1	52	24.6	0.8
55-59	3.5	75.6	7.7	1	47.4	21.8	1.4
60-64	2.5	74.6	4.6	0.8	45	13.6	1.7
65-69	2.4	74	3.5	0.5	33	7.5	0.7

(出所) 日本「昭和55年国勢調査報告書」、タイ「The 2000 Population and Housing Census」、中国「中国2000年人口普查資料」



就業構造比較

農林水産業の就業人口割合

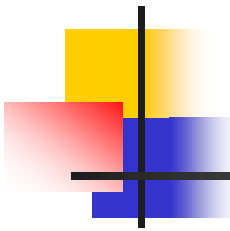
(単位: %)

	日本 1980	タイ 2000	中国 2000
25-29	5.4	46.5	56.2
30-34	6.9	49.7	60.5
35-39	10.6	50.2	59.7
40-44	14.7	51.8	61.0
45-49	18.9	56.7	68.3
50-54	22.0	61.5	74.9
55-59	25.5	66.9	81.5
60-64	29.9	74.0	89.0
65-69	34.8	77.2	92.9

(出所) 日本「昭和55年国勢調査報告書」、タイ「The 2000 Population and Housing Sensus」、中国「中国2000年人口普查資料」



2. タイ政府の取り組み



高齢者対策から高齢化対策へ

これまでも

国家高齢者計画策定(第1次)(2525 - 2544:
1982-2001)

中期高齢者のための政策・施策(2535 -
2554:1992-2011)

などがあった。



97年改正憲法

- 「人間の尊厳、個人の権利と自由は、当然のものとして保護される」(第4条)
- 第3章「国民の権利と自由」(第26条～第65条)を大幅追加
- 高齢者:「60歳以上で十分な収入のない者は、法律の規定に従って政府の支援を受ける権利を有する」(第54条(2))
- 政府:「政府は高齢者、貧困者、障害者、その他の社会的弱者に対し、生活の質を維持し、自立を促す支援を講じなければならない」(第80条)



99年高齢者宣言

高齢者対策の大筋(9項目)

- ① 高齢者の尊厳と保護の重視
- ② 家族との協力強化
- ③ 教育・情報へのアクセス促進
- ④ 知見・経験を通じた社会への貢献
- ⑤ 衛生面での自助努力と保険制度の整備
- ⑥ 社会・コミュニティ事業への参加
- ⑦ 政府の高齢者向け支援努力の義務化
- ⑧ 高齢者保護に関する法整備
- ⑨ 高齢社会に対する国民の啓蒙

2003年高齢者に関する法律 (1)

全24条からなる簡素なもの。

【取り組み体制】

- * 「国家高齢者対策委員会」(タクシン首相が委員長)
- * 実働部隊として人間安全保障省下に「高齢者福祉事務所」を設置(横断的な政策を意図: 実際は?)

2003年高齢者に関する法律 (2)

【政策】

高齢者の権利(13項目)

- ①適切な医療・衛生サービスを受ける権利、
- ②教育や宗教、生活を営むうえで必要な情報提供を受ける権利、
- ③就職および適切な職業斡旋を受ける権利、
- ④能力開発の機会および社会活動への参加、親族やコミュニティに帰属する権利、
- ⑤適切かつ安全は建物や交通手段、その他の公共サービスを受ける権利、
- ⑥交通機関使用料(運賃)について適切な価格支援を受ける権利、
- ⑦政府施設の入場料の免除を受ける権利、
- ⑧低賃金労働や就職条件などに伴う危険回避措置を受ける権利、
- ⑨家庭における問題を含めた様々な問題について相談し、アドバイスを受ける権利、
- ⑩最小限不可欠な住居、食事、衣服の給付を受ける権利、
- ⑪低金利で資金支援を受ける権利、
- ⑫慣習に基づいた葬儀支援を受ける権利、
- ⑬国家高齢者対策委員会が規定するその他の権利

2003年高齢者に関する法律 (3)

【資金】

「高齢者基金」の設立:

- 同基金の原資は政府が拠出する初期投資資金
(3,000万バーツ)
- 年度ごとの政府予算
- 個人の拠出金(税制優遇有り)
- 外国からの支援金
- 基金独自の収入



高齢化政策への足踏み

- 老齢年金、高齢者医療保険（介護を含む）については、まだ足踏み状態
- 30バーツ医療保険制度（2002）、既存の年金制度の統合（2006）のみ。
- 国民皆年金制度、高齢者医療を含む保険制度をいかに構築するか

4. 他のドナーの動向とわが国の協力の可能性



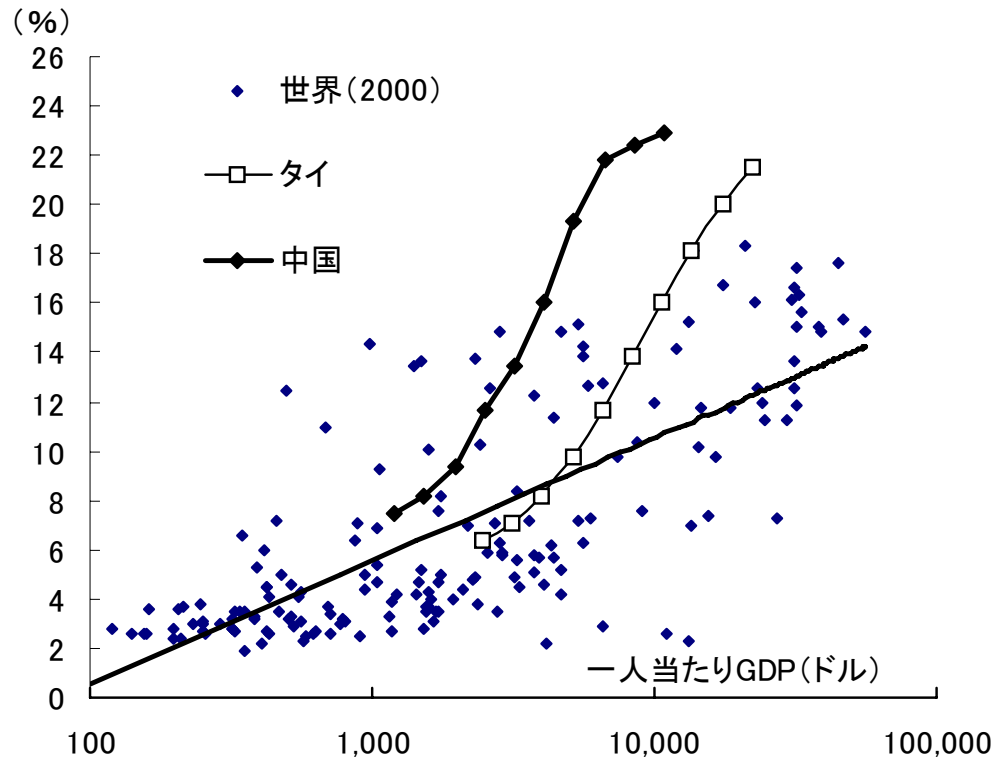


ソーシャル・セーフティ・ネットから ソーシャル・プロテクションへ

- ソーシャル・セーフティ・ネット
トリクル・ダウンの効果は限定的
市場原理導入・規制緩和の負の効果を 軽減
減・・・事後的なリスク保障
- ソーシャル・プロテクション
社会的弱者を対象に事前のリスク回避策
(社会的弱者は貧困者に加え、児童、労働者、
障害者、そして高齢者など)

所得水準で高齢社会を迎える

図表10 所得水準と高齢化率

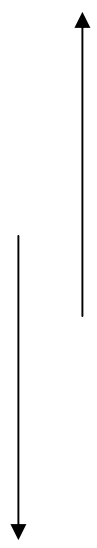


(注) タイ、中国の所得水準は、GDP成長率が年5%で拡大したケースを試算

(出所)世界銀行、国連統計などより作成



限られる選択肢



分類	特徴	例	基本となる原理
普遍主義モデル	<ul style="list-style-type: none">・大きな社会保障給付・全住民対象・財源は税中心	・北欧	「公助」(公共性)
社会保険モデル	<ul style="list-style-type: none">・拠出に応じた給付・被雇用者中心・財源は社会保険料中心	・ドイツ、フランス	「共助」(相互扶助、共同体)
市場型モデル	<ul style="list-style-type: none">・最低限の公的介入・民間保険中心・自立自助やボランティア	・アメリカ	「自助」

(資料) 広井良典(2003)「アジアの社会保障の概観」広井良典・駒村康平(2003)『アジアの社会保障』p.7

限られる選択肢（世界銀行の提言）

Multipillar Pension Taxonomy

Pillar	Target group			Main criteria		
	Lifetime poor	Informal sector	Formal sector	Characteristics	Participation	Funding or collateral
0	X	X	x	"Basic" or "Social pension" at least social assistance	Universal or residual	Budget or general revenues
1			X	Public pension plan, publicly managed (defined benefit or notional defined contribution)	Mandated	Contributions, perhaps with some
2			X	Occupational or personal pension plans (fully funded defined benefit or fully funded)	Mandated	Financial assets
3	x	X	X	Occupational or personal pension plans (partially or fully funded defined benefit or funded defined contribution)	Voluntary	Financial assets
4	X	X	X	Access to informal support (family), other formal social programs (health care), and other individual financial and nonfinancial assets (homeownership)	Voluntary	Financial and nonfinancial assets

Note: The size and appearance of x reflect the importance of each pillar for each target group in the following increasing order of importance: x, X, **X**

(Source) The World Bank "Old Age Income Support in the 21st Century", 2005



地域福祉への期待

タイ政府の取り組み

社会開発・人間安全保障省

国家経済社会開発庁(NESDB)

これらは地方分権とともに考えるべき



高齢者の内訳

(単位:千人、%)

	2000	2005	2010	2020	2030	2040	2050
65歳以上	3,663 (6.0)	4,531 (7.1)	5,334 (8.0)	7,948 (11.2)	11,391 (15.4)	13,978 (18.6)	15,955 (21.4)
65-74歳	2,649 (4.3)	3,169 (4.9)	3,564 (5.3)	5,304 (7.5)	7,209 (9.8)	7,794 (10.4)	8,503 (11.4)
75歳以上	1,014 (1.7)	1,362 (2.1)	1,770 (2.7)	2,644 (3.7)	4,182 (5.7)	6,184 (8.2)	7,452 (10.0)

(注) 上段は人数、下段は人口に占める割合

(出典) 国連人口推計



支援を考えるいくつかの視点

人口高齢化は、経済・社会に及ぼす影響が大きい。

→支援は、個別高齢者に対する支援の前に包括的な絵が必要

地域福祉支援に際しては、日本の経験（自治体レベルで蓄積された）の整理、タイの地域福祉の現状調査、施策の方向性を見極める必要がある。

そのうえで、「知識・知恵を交流する場」の提供も支援・協力体制のひとつである。